

○小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱

令和5年10月30日

告示第186号

(趣旨)

第1条 町長は、町民のスポーツ振興を目的として、スポーツ指導者（以下「指導者」という。）の資格を取得又は更新した者に対し、予算の範囲内において小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象資格)

第2条 助成金の交付の対象となる指導者の資格（以下「助成対象資格」という。）は、次の各号のいずれかの資格とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体が認定する資格
- (2) 公益財団法人日本レクリエーション協会及びその加盟団体が認定する資格
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会及びその加盟団体が認定する資格
- (4) スポーツなどに関する公益法人などが認定する資格
- (5) その他町長が特に認めた資格

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 小山町住民基本台帳に記載されている者
- (2) 町内スポーツ団体に所属し、当該所属団体から推薦を受けた者
- (3) 小山町又は小山町スポーツ協会等の要請に応じて、小山町又は小山町スポーツ協会等が関与するスポーツ振興事業等の指導者や補助員として協力ができる者
- (4) 町税等に滞納のない者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象資格の取得又は更新に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 講習会等の受講料及び教材費
- (2) 資格試験受験料

(3) 資格登録料

(4) 前3号に準ずる経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、1年度につき、交付対象者1人当たり25,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 講習会等の開催要項等

(2) 取得又は更新した資格の写し

(3) 助成対象経費に係る領収書の写し

(4) 小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金申請に係る指導者推薦書（様式第2号）

(5) 町税に滞納のない証明書

2 同一年度における交付の申請は、2回を限度とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第8条 交付の決定を受けた申請者は（以下「助成決定者」という。）は、決定通知を受けた日から起算して7日以内に小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象資格又は交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) その他町長が不適当であると認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条の規定による助成金の交付の決定の取消しを行った場合は当該取消しに関し、既に助成金が交付されているときは、小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日以降に取得した助成対象資格について適用する。

附 則（令和6年8月21日告示第125号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

（申請者）住所

氏名

電話

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を受けたいので申請します。

1	所属団体名	(種目名 :)
2	講習会等名	
3	講習会等期間	
4	講習会等場所	
5	取得（更新）資格名	
6	助成金交付申請額 (上限25,000円)	円 ※下記「助成対象経費」の1/2（千円未満切り捨て）
7	助成対象経費	円
7 の 内 訳	(1) 講習会等の受講料及 び教材費	円
	(2) 資格試験受験料	円
	(3) 資格登録料	円
	(4) 上記に準ずる経費	円

8 町又は町スポーツ協会等の要請に応じて、町又は町スポーツ協会等が関与するスポーツ振興事業等の指導者や補助員として同意し、協力します。	□
---------------------------------------------------------------------	---

添付書類

- (1) 講習会等の開催要項等
- (2) 取得又は更新した資格の写し
- (3) 助成対象経費に係る領収書の写し
- (4) 小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金申請に係る指導者推薦書（様式第2号）
- (5) 町税等に滞納のない証明書

金融機関	銀行	口座	フリガナ						
	金庫 農協		名義人 氏名						
	本店	座	種類	口座番号					
	支店		1 普通 2 当座 3 その他 ()						
	支所								
出張所									

様式第2号（第6条関係）

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金申請に係る指導者推薦書

年 月 日

小山町長 様

推薦者 団体名
氏 名
住 所
電話番号

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金申請に当たり、下記のとおり推薦します。

記

1 被推薦者（申請者）

○住所

○氏名

2 現在の指導状況

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、次のとおり決定したので、小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 決定事由 交付 ・ 不交付（理由： ）

2 交付決定額

3 交付の条件

小山町負担金補助及び交付金に関する規則及び小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱を遵守すること

様式第4号(第8条関係)

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付請求書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた助成金について、小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求金額 円

2 口座振替(兼受領委任)記入欄

金融機関	銀行	口座	フリガナ						
	金庫 農協		名義人 氏名						
	本店	座	種類	口座番号					
	支店		1 普通						
支所	2 当座								
出張所		3 その他 ()							

債主と口座名義人が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした助成金について、
小山町スポーツ指導者資格取得支援助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返
還を命じます。

1 返還命令金額

交付済額 円

取消後交付決定額 円

返還命令額 円

2 返還期限 年 月 日

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)